記入もれがあると正しく村県民税の計算ができません。記入もれがないかご確認をお願いします。

⑧給与支払報告書（個人別明細書）

※　※種別　※整理番号　※

令和8年度を使用してください

支払を受ける者	住所又は居所	北中城村字喜舎場〇番地
	(受給者番号)	
	(個人番号)	123456789012
	(役職名)	
	氏名	(フリガナ) キタナカ タロウ 北中 太郎

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内 7,074,500 円	5,267,050 円	5,124,604 円	内 0 円

(源泉)控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。) 特定	老人			その他		特親 ④'	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。) 特別	その他	非居住者である親族の数
有	従有		380,000 円	1 人	従人	内 1 人	1 人	従人	3 人	従人	1 人 従人	5 人	内 人	人 2 人

特定親族特別控除の額	社会保険料控除等の控除額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
④※ 510,000 円	内 1,084,604 円	120,000 円	50,000 円	7,100 円

(摘要) ❻ C　(1) 北中 四郎(特定)　(3) 北中 五郎(01)　(2) 北中 幸子(年少)

前職:有限会社おきなわ 令和7年3月31日退職 ❼
支払金額 910,000円 ，社会保険料 65,000円，源泉税額 9,000円

❶ 生命保険料の金額の内訳

新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
180,000 円	100,000 円	90,000 円	360,000 円	180,000 円

❷ 住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)	年 31	月 1	日 10	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特)
住宅借入金等年末残高(1回目)	20,500,000 円						
住宅借入金等特別控除可能額	205,000 円	居住開始年月日(2回目)	年	月	日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	
住宅借入金等年末残高(2回目)	円						

❸ (源泉・特別)控除対象配偶者

(フリガナ)	キタナカ ハナコ	区分	
氏名	北中 花子	配偶者の合計所得	650,000 円
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	国民年金保険料等の金額	円
		基礎控除の額	630,000 円
		旧長期損害保険料の金額	円
		所得金額調整控除額	円

❹ 控除対象扶養親族等

1	(フリガナ)	キタナカ チチタロウ	区分
	氏名	北中 父太郎	
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	
2	(フリガナ)	キタナカ イチロウ	区分 01
	氏名	北中 一郎	
	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	
3	(フリガナ)	キタナカ ジロウ	区分
	氏名	北中 二郎	
	個人番号	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	
4	(フリガナ)	キタナカ サブロウ	区分 30
	氏名	北中 三郎	
	個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7	

❺ 16歳未満の扶養親族

1	(フリガナ)	キタナカ ハルコ	区分
	氏名	北中 春子	
	個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
2	(フリガナ)	キタナカ ナツコ	区分
	氏名	北中 夏子	
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
3	(フリガナ)	キタナカ アキコ	区分
	氏名	北中 秋子	
	個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
4	(フリガナ)	キタナカ フユコ	区分
	氏名	北中 冬子	
	個人番号	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	

5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 ⑦'
(1) 890123456789
(3) 912345678912
5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
(2) 555555555555

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	その他	寡婦	ひとり親	勤労学生

中途就・退職 就職	退職	年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日
	○	7	12	31	昭和	50	2	2

支払者		
	個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ＜右詰で記載してください。＞
	住所(居所)又は所在地	沖縄県中頭郡北中城村字島袋×××番地
	氏名又は名称	株式会社×× (電話) ○○○-○○○-○○○○

（市区町村提出用）

❶生命保険料等の支払額

生命保険料控除額がある場合は、必ず内訳の支払額も合わせて記入してください。

❷住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除の適用がある場合、住宅借入金等特別控除区分を記入してください。
特に下記内容にもれがないか確認してください。
(1)住宅借入金等特別控除の額(2)住宅借入金等特別控除可能額(3)居住開始年月日
(4)住宅借入金等特別控除区分(5)住宅借入金等年末残高

❸配偶者控除(配偶者特別控除)

配偶者控除や配偶者特別控除がある場合、配偶者の氏名、個人番号、合計所得金額を記入してください。(非居住者である場合は区分欄に「○」を記入してください)

❹控除対象扶養親族

・控除対象扶養親族の氏名、個人場号をもれなく記入してください。(非居住者である場合は、【表1】の分類に応じて区分欄に番号を記入してください。)

【表1】 非居住者分類	区分
30歳未満又は70歳以上	01
30歳以上70歳未満、留学生	02
30歳以上70歳未満、障害者	03
30歳以上70歳未満、38万円以上送金	04

・特定親族特別控除
＜令和7年度税制改正により創設＞
19歳以上23歳未満の扶養親族の内、特定親族特別控除の適用を受ける場合は、【表2】の分類に応じて区分欄に番号を記入してください。

また、❹※特定親族特別控除の額及び④' 特親欄に人数を記入してください。

【表2】 合計所得金額	控除額	区分	区分(非居住者)
58万円超85万円以下	63万円	10	11
85万円超90万円以下	61万円	20	21
90万円超95万円以下	51万円	30	31
95万円超100万円以下	41万円	40	41
100万円超105万円以下	31万円	50	51
105万円超110万円以下	21万円	60	61
110万円超115万円以下	11万円	70	71
115万円超120万円以下	6万円	80	81
120万円超123万円以下	3万円	90	91

❺16歳未満の扶養親族

16歳未満の扶養親族がいる場合、氏名、個人番号をもれなく記入してください。
(なお、上記扶養親族が日本国内に住所を有しない場合は区分欄に「○」を記入してください)

❻普通徴収への切替理由

普通徴収切替理由書記載の沖縄県統一基準にあてはまる普通徴収対象者は、摘要欄にアルファベットを記入してください。

❼摘要欄

*扶養親族が5人以上いる場合:(1)氏名(特定)、(2)氏名(年少)、【表1】または【表2】に該当する場合は(3)氏名(01)のように対応関係がわかるように記入し、⑦' 個人番号も記入してください。
*扶養親族の障害控除がある場合:氏名(普障)、氏名(特障)のように記入してください。
*前職分がある場合:勤務先名、退職年月日、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を記入してください。
*青色事業専従者の場合:専従(青)と記載してください(白色の場合は❻をご参照ください)。

＜重要＞

令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除や給与所得控除の見直し、扶養親族等の所得要件の改正、特定親族特別控除の創設が行われています。国税庁のホームページにて改正事項をよくご確認ください。

・「年末調整がよくわかるページ(令和7年分)」
https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm
・「令和7年分　年末調整のしかた」
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/01.htm
・「令和7年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/index.htm

給与支払報告書提出期限　令和8年2月2日(月)

【お問い合わせ】北中城村役場　税務課税務係　☎098-935-2243